

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年9月15日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 岩内町

（2）住 所 岩内郡岩内町字高台134番地1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 岩内港泊地（新港泊地ー7.5m）（付図のとおり）

（2）期 間 令和8年9月28日から

令和8年11月20日までのうち10日間程度

3 水路測量の実施方法

トータルステーションによる測位、巻尺等による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。

（2）一管区水路通報にて周知する。

